

長 建 産 発 第 6 9 号
令 和 2 年 1 2 月 2 3 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第304号）が令和2年10月7日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号）が令和2年10月15日に、関係告示が令和2年10月7日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

つきましては、標記について、全国建産連を通じ国土交通省総合政策局環境政策課より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。